

令和4年度

第 1 回

宮崎県いじめ問題対策委員会



宮崎県「いのちを大切にする教育」ロゴマーク

令和4年4月14日（木）

宮崎県教育委員会

令和4年度 第1回宮崎県いじめ問題対策委員会 実施要項

1 目的

外部専門家によるいじめの防止等のための組織体制を構築し、いじめ防止等の取組に係る調査・検証を行い、成果の普及・啓発を図るとともに、学校だけでは解決困難な事案への迅速な対処を行う。

2 主催

宮崎県教育委員会

3 日時

令和4年4月14日（木） 午前10時から正午まで

4 会場

県庁3号館4階 教育委員会室

5 日程

9:30 ～ 10:00	10:00 ～ 10:10	10:10 ～ 10:20	10:20 ～ 10:30	10:30 ～ 11:00	11:00 ～ 11:10	11:10 ～ 11:45	11:45 ～ 12:00
受 付	委交 嘱付 状式	開 会 行 事	説 明 1	説 質 明 疑 2 応 答	休 息	説 協 明 議	閉 会

6 内容

- (1) 委嘱状交付式
- (2) 説明1
 - ・ 宮崎県いじめ問題対策委員会の役割等について
- (3) 説明2・質疑応答
 - ・ 本県のいじめ問題等の現状について
 - ・ これまでの委員会の活動について
- (4) 説明・協議
 - ・ 小学校段階におけるいじめの未然防止について

7 その他

- (1) 委員会につきましては、報道機関に公開しますので御了承ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

令和4年度
宮崎県いじめ問題対策委員会委員名簿

(五十音順)

	区 分	氏 名	所属・役職等	任 期	手続 事項	備考
1	大学教員	境 泉洋	宮崎大学教育学部 教授	令和4年4月1日 から 令和6年3月 31日まで	新規	副委員長
2	臨床心理士	坂邊 夕子	宮崎県公認心理師・ 臨床心理士会	令和4年4月1日 から 令和6年3月 31日まで	継続	
3	弁護士	増田 良文	宮崎県弁護士会	令和4年4月1日 から 令和6年3月 31日まで	継続	委員長
4	元教員	松元 雅子	元県立宮崎西高等学校 教諭	令和4年4月1日 から 令和6年3月 31日まで	新規	
5	元警察官	宮川 博文	元宮崎県警察本部 生活安全部生活環境課 課長	令和4年4月1日 から 令和6年3月 31日まで	継続	

令和4年度
 県教育委員会事務局職員名簿

氏 名	役 職 名
黒木 淳一郎	教育長
田村 伸夫	副教育長
児玉 康裕	教育次長（教育政策担当）
東 宏太郎	教育次長（教育振興担当）
高橋 哲郎	高校教育課長
佐々木 孝弘	義務教育課長
横山 貢一	特別支援教育課長
北林 克彦	人権同和教育課長
天辰 直樹	人権同和教育課 課長補佐
日高 健一郎	人権同和教育課 生徒指導・安全担当主幹
湯地 健一郎	人権同和教育課 生徒指導・安全担当副主幹
本部 聡久	人権同和教育課 生徒指導・安全担当主査
西村 広行	人権同和教育課 生徒指導・安全担当指導主事
飯田 正	人権同和教育課 生徒指導・安全担当指導主事
墓本 晃一	人権同和教育課 生徒指導・安全担当指導主事

宮崎県いじめ問題対策委員会条例

(平成26年3月26日 宮崎県条例第39号)

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、宮崎県いじめ問題対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等に関する事項を調査審議する。

2 委員会は、教育委員会の求めに応じ、法第28条第1項の調査を行う。

3 委員会は、第1項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、いじめの問題に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。